

一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域におけるダイオキシン類による水質、土壌等の汚染状況を把握することを目的とする。

2 調査方法

河川の水質及び底質については本市域を流れる主要 3 河川の下流 3 地点を対象に、海域の水質及び底質については水質に係る常時監視地点である 2 地点を対象に、それぞれ調査を実施した。また、地下水及び土壌については、市内各 2 地点において調査を実施した。

公共用水域水質及び地下水については日本工業規格 K 0312、公共用水域底質については「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」（平成 20 年 3 月環境省）、土壌については「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」（平成 20 年 1 月環境省）に基づきそれぞれ調査を実施した。

3 調査結果

（1）公共用水域水質及び底質（河川）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/l	底質 pg-TEQ/g	
花見川	新花見川橋	0.087	2.5	平成 28 年 12 月 27 日
都 川	都 橋	0.15	0.60	
葭 川	日 本 橋	0.071	0.95	

（2）公共用水域水質及び底質（海域）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/l	底質 pg-TEQ/g	
東京湾	NO.1	0.11	38	平成 29 年 1 月 20 日
	NO.5	0.083	40	

(3) 地下水調査結果

区 名	調査地点		測定値 pg-TEQ/l	調査日
中 央 区	都	A1	0.063	平成 29 年 1 月 13 日
花見川区	長 作	A2	0.062	

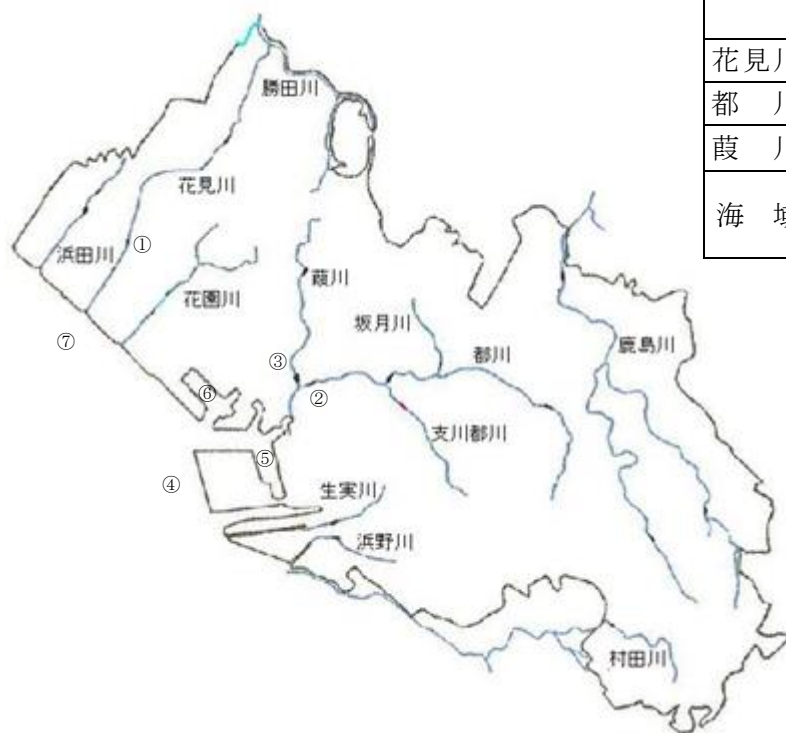
(4) 土壌調査結果

区 名	調査地点		測定値 pg-TEQ/g	調査日
中 央 区	都	A1	1.1	平成 29 年 1 月 13 日
花見川区	長 作	A2	0.27	

4 調査結果の評価

- (1) 公共用水域の水質（河川及び海域）については、0.071～0.15 pg-TEQ/l であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/l）を達成していた。
- (2) 公共用水域の底質（河川及び海域）については、0.60～40 pg-TEQ/g であり、すべての地点で水底の底質の汚染に係る環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していた。
- (3) 地下水調査結果については、0.062～0.063 pg-TEQ/l であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg-TEQ/l）を達成していた。
- (4) 土壌調査結果については、0.27～1.1 pg-TEQ/g であり、すべての地点で土壌の汚染に係る環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成していた。

河川・海域・底質



	N o	調査地点
花見川	①	新花見川橋
都 川	②	都橋
葭 川	③	日本橋
海 域	④	東京湾N o. 1
	⑥	東京湾N o. 5

花見川区

美浜区

稲毛区

中央区

若葉区

緑区

A2

A1

	N o	調査地点
中央区	A 1	都
花見川区	A 2	長作